

やまぐちユニバーサルデザイン実行計画

平成20年3月

山 口 県

目 次

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の期間	1
3 重点的に取り組む事項	1
4 計画の進め方	2
5 県民、事業者、市町等の主体的・積極的な取組促進	2
6 推進体制	2

第2章 計画における具体的な取組

(1) ひとづくり	3
(2) まちづくり	1 1
(3) ものづくり	3 1
(4) サービス・情報の提供	3 5
(5) 社会参加	4 1

参 考 資 料

数値目標(指標)の説明	5 3
法令等の説明	6 1
「やまぐちユニバーサルデザイン実行計画」の策定経緯	6 2

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

山口県では、年齢や障害の有無などを超えて、誰もが利用しやすい生活環境を整えていくため、平成15年3月に「山口県ユニバーサルデザイン行動指針」(以下、「指針」という。)を策定し、ユニバーサルデザインの考えに基づき、「一人ひとりの個性、特性を尊重する社会づくり」、「誰もが個々の役割を果たし、協働する社会づくり」、「誰もが自立し、自由に行動・参加できるまちづくり」、「誰もが快適に利用できる生活環境づくり」を進めてきました。

こうした取組は、山口県がめざしている「住み良さ日本一の元気県」の実現に資するものであり、今後、住み良さを高めていくためにも、ユニバーサルデザインの取組は重要です。

また、平成23年に本県で開催する第66回国民体育大会(「おいでませ!山口国体」)や第11回全国障害者スポーツ大会(「おいでませ!山口大会」)を控え、ユニバーサルデザインの取組を加速化させる必要があります。

この計画は、指針に掲げている5つの基本的視点(「ひとづくり」、「まちづくり」、「ものづくり」、「サービス・情報の提供」、「社会参加」)ごとに、ソフト、ハード両面から、県自らが率先して行うべき具体的な取組を定めるものです。

今後は、この計画に基づき、計画的、重点的に、ユニバーサルデザインの取組を進めます。

2 計画の期間

国民体育大会等を平成23年に開催することから、平成20年度から平成23年度までの4年間を計画期間とします。

この計画期間の中で、施策について優先度等を考慮しながら進めていきます。

3 重点的に取り組む事項

「一人ひとりの個性、特性を尊重する社会づくり」などを目指し、ユニバーサルデザインの取組を進めていきますが、次の施策については、一層の重点化を図りながら取り組んでいきます。

(1) 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の開催に向けた取組の推進

平成23年に開催する国民体育大会と全国障害者スポーツ大会は、「山口きらら博」(平成13年開催)や「国民文化祭」(平成18年開催)に続く全国規模のイベントとし

て、山口県の県民力や地域力を発揮する絶好の機会です。

全国からの選手や観客をおもてなしの心で迎え、誰もが気軽に参加できるように、ハード・ソフト両面での受入体制の整備を推進します。

(2) 子育て支援・少子化対策としての取組の強化

県では、本年度、今後の子育て支援や少子化対策の基本となる「子育て文化創造条例」を制定し、子どもや子育て家庭を社会全体で支える「子育て文化の創造」を目指しています。

子どもの健やかな成長を図るための子育てしやすい環境づくりや仕事と家庭との両立を支援するための就労環境の整備などの取組を強化します。

4 計画の進め方

(1) 推進の方法

- ・ 計画を着実に進めるため、可能な限り工程表の策定や数値目標の設定を行うことにより、目標の明確化を図りました。
- ・ 指針の基本的視点ごとに、重要な役割を果たす施策を「重点施策」として設定しました。
- ・ 毎年度、目標の進捗度を点検・評価し、適切な進行管理を行います。

(2) 計画の見直し

社会情勢の変化やユニバーサルデザインを巡る動向などを踏まえ、具体的な取組内容や数値目標等について、必要な見直しを行います。

5 県民、事業者、市町等の主体的・積極的な取組促進

ユニバーサルデザインの推進に当たっては、県はもちろんのこと、県民、事業者、市町などがともに連携して、主体的・積極的に取り組み、県全体の運動として広げていく必要があることから、県の取組について、あらゆる機会を通じて周知を図り、それぞれの主体的な取組を促進します。

6 推進体制

本計画を着実に推進するため、有識者等で構成する「山口県ユニバーサルデザイン推進協議会」などの意見を聞きながら、庁内の関係課長等からなる「山口県ユニバーサルデザイン推進委員会」において、計画の進捗状況の点検、評価を行い、実効ある施策を推進します。

第2章 計画における具体的な取組

基本的な視点	(1) ひとつづくり (ア) 普及啓発
取組の方向	<p>すべての県民が、一人ひとりの個性や特性を理解して、お互いに思いやり、助け合う気持ちを育み、ユニバーサルデザインの取組や相互に協力し合う環境づくりが進むように普及啓発を行います。</p> <p>ユニバーサルデザインの考え方や利点、バリアフリーとの違いなどについて、情報提供する機会を増やします。</p>

これまでの取組及び課題

《取組》

県の広報誌やホームページなど様々な広報手段を通じたユニバーサルデザインの考え方や具体事例の紹介

普及啓発のためのガイドラインやマニュアルなどの作成

県民や市町職員等を対象にしたフォーラムの開催や民間事業者に対する出前講座の開催

高齢者や障害のある人をはじめ、すべての県民に対する接遇としての県民サービス向上運動（3つのもっと運動）の実施

《課題》

平成19年度に実施した県政世論調査によれば、ユニバーサルデザインの言葉も意味も知っている人の割合は18.5%で、全国調査結果（17年内閣府実施）の32.9%と比較すると下回っています。

県民一人ひとりの日常生活の中に、ユニバーサルデザインの考え方が取り入れられ、家庭や地域で実践されるためには、今後も継続して普及啓発に取り組むことが必要です。

ユニバーサルデザインの取組を県全体の運動として広げていくためには、県、市町、事業者等が連携して、主体的・積極的に取り組めるよう、県の取組についての積極的な普及啓発が必要です。

具体的な施策の内容

「 」: 重点施策

県の広報誌やホームページ等を通じたユニバーサルデザインの考え方や具体的事例の紹介を充実します。【健康福祉部】

各種マニュアルやガイドライン等を活用した普及啓発を行うとともに、必要に応じた内容の見直しを行います。【健康福祉部】

まちづくりやものづくりなど、ユニバーサルデザインに関する優れた取組や活動等を広く紹介するとともに、表彰制度を創設し、その内容を広く公表します。

【健康福祉部、関係部局】

公共的施設にある身障者用駐車場の適正利用について、広報誌等で広く啓発を行います。【健康福祉部】

出前講座などを通じて、県民、団体、企業のユニバーサルデザインの取組を促進します。【健康福祉部】

ユニバーサルデザインを推進する県民活動を支援する仕組みの検討を行います。

【健康福祉部】

人権ふれあいフェスティバルの開催などにより、人権啓発の推進を図ります。

【環境生活部】

高齢者をはじめすべての人に配慮した交通安全意識の啓発や交通安全教育の実施等、交通安全対策を推進します。【環境生活部、関係部局】

主要な施策の工程表

施 策 名	ホームページの充実による普及啓発の推進			
取 組 の 内 容	H20	H21	H22	H23
ホームページの見直し ・ユニバーサルデザイン専用サイトの作成 ・階層の見直し	現行HP サイト作成			
	新サイト稼働・随時内容見直し			

施 策 名	ユニバーサルデザインに関する優れた取組等の紹介			
取 組 の 内 容	H20	H21	H22	H23
表彰制度 ・制度の創設 ・表彰対象者の公表 優れた取組事例の紹介	制度創設			
	優れた取組、活動、アイデアの募集・表彰			
	ホームページ等を通じた紹介			
	関係課による紹介			

施 策 名	交通安全対策の推進			
取 組 の 内 容	H20	H21	H22	H23
各種交通安全活動の推進 ・広報啓発活動の推進 ・交通安全教育の推進 ・街頭活動の実施	関係機関・団体との連携による県民総参加の交通安全活動の推進			

数 値 目 標

指 標 名	現 状 値 (年 度)	目 標 値 (年 度)
ユニバーサルデザインに関する県民の認知度	18.5% (H19)	35.0% (H23)
人権ふれあいフェスティバル参加者数 (累計)	14,500人 (H19)	18,000人 (H23)
県ホームページ (ユニバーサルデザインのトップページ) への年間アクセス件数	3,407件 (H18)	10,000件 (H23)

指標の説明を、P 5 3 に記載

基本的な視点	(1) ひとつづくり (イ) 人材育成
取組の方向	

学校教育や社会教育、地域活動などにおいて、一人ひとりの個性や特性を理解し、お互いに思いやり、助け合う気持ちを育みます。

ユニバーサルデザインを推進していくため、専門家、研究者の育成を図ります。

これまでの取組及び課題

《取組》

総合的な学習の時間や特別活動での様々な人々との交流活動の実施
 特別支援教育への理解・普及を図るためのフォーラムの開催
 ボランティアセンターや県民活動支援センターの充実強化
 手話通訳奉仕員や要約筆記奉仕員などの専門ボランティアの養成
 スポーツボランティアの普及啓発やスポーツボランティアリーダーの養成
 新規採用県職員に対する研修



《課題》

子どものころからユニバーサルデザインに通じる一人ひとりの個性・特性を理解し、共に生きるという意識を育むためには、教育活動全体に様々な人との交流活動や体験学習を組み込むことが必要です。

基本的な人権の意義等を正しく理解し、人権の大切さに気づく豊かな感性を育むことができるよう、人権教育の充実が必要です。

自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行う特別支援教育を推進していくためには、関係者等への一層の普及啓発を進めることが必要です。

生涯学習等の場において、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた講座運営が必要で。

ユニバーサルデザイン推進の核となる人材養成や組織づくりが、今後も必要です。

平成19年度に実施した県職員に対する調査によれば、ユニバーサルデザインの言葉も意味も知っている職員の割合は60.7%であり、すべての職員がユニバーサルデザインについて意識するためには、更なる意識啓発が必要です。

《学校教育の推進》

一人ひとりの個性・特性を理解し、共に生きるというユニバーサルデザインに通じる意識を、教育活動全体において醸成する機会づくりやそのための環境整備を進めます。

【健康福祉部、教育庁】

人権教育事例に関する調査研究や指導者の養成などを行います。【教育庁】

特別支援教育フォーラムの開催や出前講座の実施等による普及活動を推進することにより、特別支援教育への理解を深めます。【教育庁】

《生涯学習の推進》

生涯学習や社会教育活動の場において、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた講座運営を行います。【教育庁】

《ボランティア活動の振興》

ボランティアセンターなどを通じたボランティア活動に対して、積極的な支援を行います。【環境生活部、健康福祉部】

全国障害者スポーツ大会に向けて、手話や要約筆記などの情報支援ボランティアを養成します。【健康福祉部】

手話奉仕員や要約筆記奉仕員の養成を行います。【健康福祉部】

点訳奉仕員や盲ろう者通訳・介助員の養成を行います。【健康福祉部】

国民体育大会の開催を視野に入れたスポーツボランティアリーダーの育成を強化します。【教育庁】

《県職員や教職員の研修》

県職員や教職員を対象とした職員研修などで、ユニバーサルデザインの考え方を学ぶ機会を提供します。【総務部、健康福祉部、教育庁】

主要な施策の工程表

施策名	全国障害者スポーツ大会に向けた情報支援ボランティアの養成			
取組の内容	H20	H21	H22	H23
情報支援ボランティアの養成				
・カリキュラム等の作成	→			
・指導者・リーダーの養成		→		
・ボランティアの募集		→		
・ボランティアの養成			→	

施策名	国民体育大会を視野に入れたスポーツボランティアリーダーの養成強化			
取組の内容	H20	H21	H22	H23
スポーツボランティアリーダーの養成				
・スポーツボランティアの登録	→			
・養成講習会の開催	→			
	スポーツボランティア養成講習会開催			

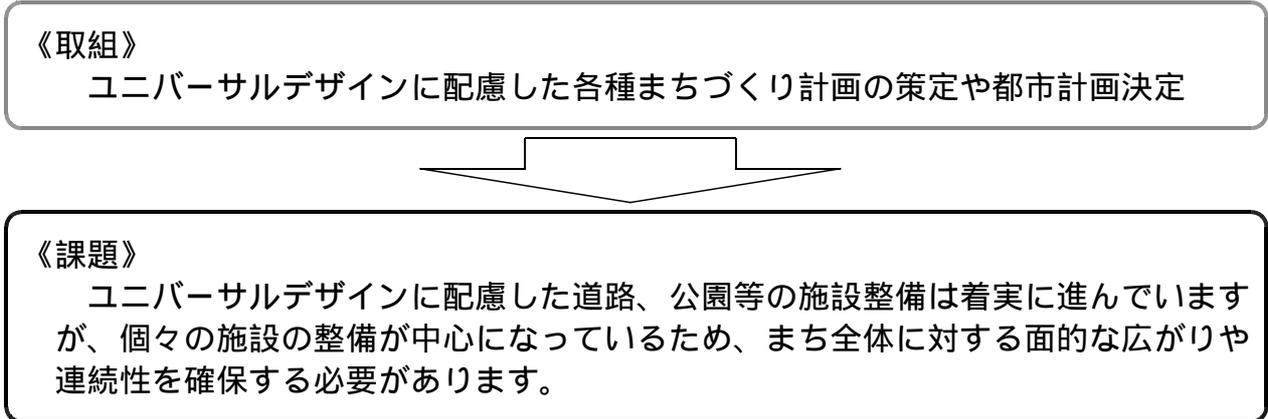
数 値 目 標

指 標 名	現 状 値 (年 度)	目 標 値 (年 度)
乳幼児・高齢者・障害者等との交流活動を行っている小・中学校の割合	小学校88.0% 中学校61.3% (H18)	概ね100% 概ね100% (H23)
人権教育「学習展開例」活用小・中・高等学校の割合	82.8% (H18)	概ね100% (H23)
ボランティア活動を実施している小・中学校の割合	小学校90.1% 中学校82.4% (H18)	概ね100% 概ね100% (H21)
ボランティア活動に参加した県民の割合 (10歳以上人口当たり)	29.9% (H18)	60.0% (H22)
福祉活動ボランティアの登録者数 (人口 1 万人当たり)	387.3人 (H16)	505.0人 (H22)
手話奉仕員養成数 (累計)	284人 (H18)	320人 (H23)
要約筆記奉仕員養成数 (累計)	183人 (H18)	260人 (H23)
点訳奉仕員養成数 (累計)	385人 (H18)	430人 (H23)
盲ろう者通訳・介助員登録者数 (累計)	103人 (H18)	200人 (H23)
全国障害者スポーツ大会の情報支援ボランティア数 (累計)	-	600人 (H22)
スポーツボランティアリーダー数 (累計)	98人 (H19)	1,500人 (H22)
障害者スポーツボランティア数 (累計)	248人 (H18)	740人 (H23)

指標の説明を、P 5 3 及び P 5 4 に記載

基本的な視点	(2) まちづくり (ア) 計画的なまちづくりの推進
取組の方向	建物、道路、公園等が一体となった整備を、ユニバーサルデザインの考え方に基づき計画的に進めます。

これまでの取組及び課題



具体的な施策の内容 「 」: 重点施策

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律」(以下、「バリアフリー新法」という。)や「山口県福祉のまちづくり条例」(以下、福祉のまちづくり条例)という。)等に基づいた施設整備を推進します。【地域振興部、健康福祉部、土木建築部】

「バリアフリー新法」等を踏まえた整備基準等について、必要に応じた見直しを検討します。【健康福祉部、土木建築部】

「バリアフリー新法」に基づく重点整備地区において、市町基本計画の策定を要請します。【地域振興部、健康福祉部、土木建築部】

各種のまちづくり計画の策定や都市計画決定に当たっては、ユニバーサルデザインに配慮して行うとともに、市町や関係団体に対しては、ユニバーサルデザインを踏まえた計画を策定するよう要請します。【土木建築部、各部局】

主要な施策の工程表

施策名	「バリアフリー新法」や「福祉のまちづくり条例」等に基づいた施設整備の推進			
取組の内容	H20	H21	H22	H23
アドバイザーの派遣	福祉のまちづくりアドバイザーの派遣			
「福祉のまちづくり条例」に基づく適合証の交付	適合証の交付			

施策名	「バリアフリー新法」を踏まえた「福祉のまちづくり条例」の構造等基準の見直し検討			
取組の内容	H20	H21	H22	H23
公共的施設の構造等基準の見直し	(現基準)			
「福祉のまちづくり条例設計マニュアル」の見直し	見直し検討	マニュアル改定		
		新基準に基づく届出・審査		

数値目標

指標名	現状値 (年度)	目標値 (年度)
公共的施設への適合証交付件数(累計)	279件 (H18)	500件 (H23)

指標の説明を、P 5 5に記載

基本的な視点	(2) まちづくり (イ) 歩行空間の整備
取組の方向	

歩行空間の整備に当たっては、誰もが安心して、快適に利用できるための、交流機能や休憩機能をもつ空間として整備していきます。

これまでの取組及び課題

《取組》

広い歩道幅員の確保、電線類の地中化、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックやすべりにくい舗装の整備

障害のある人などに配慮した駐車場や多目的トイレ等の整備

地域の実情に応じた植樹帯や街路樹の設置

《課題》

安全で快適、かつ連続して段差のない、誰もが移動しやすい歩行空間の確保が、更に必要です。

高齢者や障害のある人、子ども連れの人などが安心して外出できるための情報提供や、誰もが快適に移動できるような施設整備が、引き続き必要です。

具体的な施策の内容 「 」: 重点施策

電線類の地中化の推進による良好な景観形成や快適な歩行空間の確保を進めます。
【土木建築部】

歩道や自転車歩行者道の整備を進めます。整備に当たっては、誰もが安全で快適に利用できるよう、歩道の広幅員化や段差解消、視覚障害者誘導用ブロックなどの設置に努めます。【土木建築部】

障害のある人などに配慮した駐車場や多目的トイレ等の整備を進めます。併せて、わかりやすい案内表示による情報提供を行い、また、必要に応じて外国語の併記も行います。【土木建築部】

地域の実情に応じた植樹やポケットパークの整備を進めます。
【土木建築部】

障害のある人や高齢者、子ども連れの人などが安心して外出できるよう配慮された施設を紹介している「福祉マップやまぐち」の充実を図ります。【健康福祉部】

主要な施策の工程表

施 策 名	誰もが安全で快適に利用できる歩道等の整備			
取 組 の 内 容	H20	H21	H22	H23
歩道の整備 (幅広歩道の整備)				→
歩道のバリアフリー化				→

数 値 目 標

指 標 名	現 状 値 (年度)	目 標 値 (年度)
歩道設置率(県が管理する道路において、歩道等が設置されている道路延長の割合)	36% (H18)	38% (H24)
幅広歩道設置率	39% (H18)	41% (H24)
電線類の地中化延長(累計)	83.2km (H18)	96.0km (H22)
街路樹等の道路緑化延長(累計)	256.0km (H18)	260.0km (H22)

指標の説明を、P 5 5 に記載

基本的な視点	(2) まちづくり (ウ) 交通システムの整備
取組の方向	

誰もが安全かつ円滑に移動できる交通システムの整備を進めます。

これまでの取組及び課題

《取組》

道路標識や公共施設の案内標識の設置

既設バス停のノンステップバス等への対応、バス停車帯や新型バスベイの新設

鉄道駅のバリアフリー化（エレベーター設置）に対する支援

港湾施設の整備におけるユニバーサルデザインの導入検討調査と施設整備

視覚に障害のある人や高齢者に対応した信号機の設置

ノンステップバスの導入促進やバス事業者に対する支援



《課題》

主要駅周辺の歩道の整備等は徐々に進められてきていますが、誰もが安全かつ円滑に移動できるよう、旅客施設やその周辺施設の歩行空間などの更なるバリアフリー化が必要です。

ノンステップバスの導入や鉄道駅へのエレベーター・エスカレーター等の設置が進められていますが、交通事業者や国、市町と連携しながら、更なる整備が必要です。

高齢者や障害のある人などが安全に道路を横断できるような信号機の設置を進めていますが、更なる設置が必要です。

わかりやすい道路標識や公共施設の案内標識を設置します。【土木建築部】

旅客施設周辺の道路の幅広歩道の設置、段差解消などを進めます。【土木建築部】

すべりにくい舗装や連絡橋の急勾配対策など、ユニバーサルデザインを導入した港湾施設の整備を行います。【土木建築部】

鉄道駅について、段差解消やエレベーター、エスカレーター、多目的トイレの設置、音や表示装置等による乗車案内や危険情報の提供など、バリアフリー化を促進します。

【地域振興部】

バス停留所については、ノンステップバス等への対応やバス停車帯の新設、新型バスベイの設置を進めます。【土木建築部】

交通事業者と連携したノンステップバス等の導入を促進します。【地域振興部】

誰もが円滑かつ快適に移動できるよう、わかりやすい行き先表示等の情報表示板等の整備を促進し、場合によっては、外国語標記を働きかけます。

【地域振興部、土木建築部】

高齢者や視覚障害のある人などが安全に道路が横断できるような信号機の整備や信号灯器のLED化を推進します。【警察本部】

主要な施策の工程表

施策名	鉄道駅のバリアフリー化の推進			
取組の内容	H20	H21	H22	H23
エレベーター等の整備	→			
・JR新山口駅（新幹線口）の整備	エレベーター3基設置			→
・JR防府駅の整備	エレベーター1基設置			

施策名	ノンステップバス等の導入促進			
取組の内容	H20	H21	H22	H23
ノンステップバス車両購入に係る助成事業の実施	→			
バス事業者、関係機関等への要請	→			

施策名	交通安全施設整備の推進			
取組の内容	H20	H21	H22	H23
信号機の整備	→			
・信号機の機能付加・高度化	バリアフリー対応信号機への改良			→
・信号機の高輝度化	信号灯器のLED化			→

数 値 目 標

指 標 名	現 状 値 (年 度)	目 標 値 (年 度)
主要な旅客施設周辺の歩行空間のバリアフリー化率 (1日当たりの平均利用者数が5千人以上の旅客施設の周辺等の主な道路のバリアフリー化された道路の割合)	56% (H18)	概ね100% (H24)
旅客施設(鉄道駅)のバリアフリー化率 (1日当たりの平均利用者数が5千人以上の鉄道駅(高齢者率等で対象となる駅も含む)の段差の解消施設数の割合)	16.7% (H18)	増加させる (H23)
ノンステップバスの導入率	15.3% (H18)	25.0% (H22)
障害のある人や高齢者などに配慮した信号機の設置数(累計)	534箇所 (H18)	増加させる (H23)

指標の説明を、P 5 5 及びP 5 6 に記載

基本的な視点	(2) まちづくり (エ) 公園の整備
取組の方向	

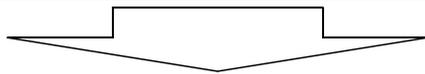
誰もがスポーツやレクリエーションを楽しめ、快適に過ごせる憩いの場として、公園の整備を進めます。

これまでの取組及び課題

《取組》

都市公園や自然公園において、段差解消や多目的トイレの設置など、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備

ユニバーサルデザインに配慮した森林公園の遊歩道の整備等



《課題》

ユニバーサルデザインに配慮した都市公園や自然公園の整備は着実に進んでいますが、既存施設の中には改善の必要なものが存在しているため、引き続き、段差の解消や案内表示の設置等の整備が必要です。

森林地域にある公園内は地形が急な箇所が多いため整備箇所は限定されますが、遊歩道など可能な限りユニバーサルデザインに配慮した整備が必要です。

公園以外の緑地や広場、人工海浜等の整備について、誰もが使いやすいような配慮が必要です。

街区公園等、市町が設置する公園についても、ユニバーサルデザインの取組を更に積極的に進める必要があります。

具体的な施策の内容

「 」: 重点施策

都市公園や自然公園施設において、自然環境に親しめ、誰もが楽しめるよう、引き続き、段差の解消やスロープの設置、多目的トイレの設置などを進めます。

【地域振興部、環境生活部、土木建築部】

国民体育大会の開催に向けた維新百年記念公園陸上競技場や山口きらら博記念公園水泳場の整備に当たっては、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を行います。

【地域振興部、土木建築部】

広く県民が森林とふれあう機会を創出するため、憩いの場や安らぎを与えてくれる生活に身近な森林の整備等を、ユニバーサルデザインに配慮して行います。【農林水産部】

港湾や漁港などの緑地や人工海浜等の交流空間を誰もが利用できるよう、遊歩道や分かりやすい案内表示などの整備を行います。【農林水産部、土木建築部】

子どもや高齢者など、世代間の交流などを促進するため、市町が設置する公園の整備を促進します。【土木建築部】

子どもや高齢者、障害のある人など、誰もが安全な公園となるような運営管理に努めます。【地域振興部、環境生活部、農林水産部、土木建築部】

主要な施策の工程表

施 策 名	維新百年記念公園陸上競技場及び山口きらら博記念公園水泳場の整備			
取 組 の 内 容	H20	H21	H22	H23
維新百年記念公園陸上競技場の整備	 本体工事			
山口きらら博記念公園水泳場の整備	 本体工事			

数 値 目 標

指 標 名	現 状 値 (年度)	目 標 値 (年度)
一人当たりの都市公園面積	11.7m ² (H18)	13.0m ² (H22)
自然公園等主要利用施設利用者数 (自然環境学習拠点3施設の利用者数)	74千人 (H18)	維持する (H22)

指標の説明を、P 5 6 に記載

基本的な視点	(2) まちづくり (オ) 公共的施設・住宅の整備
取組の方向	

公共的施設・住宅の整備に当たっては、誰もが安全かつ快適に利用できる施設の整備を進めます。また、交流の場や憩いの場としての機能を付加した施設整備を進めます。

公共的施設の整備

これまでの取組及び課題

《取組》

「バリアフリー新法（旧ハートビル法）」や「福祉のまちづくり条例」に基づいた利用しやすい施設や建物等の整備促進

ユニバーサルデザインに配慮した県有施設の整備

整備基準等を解説したマニュアルの作成

福祉のまちづくりアドバイザーの民間事業者等への派遣

利用者の意見聴取など、県民参加による県有施設の整備

ユニバーサルデザインに配慮した国民文化祭の会場整備



《課題》

新設の県有施設ではユニバーサルデザインに配慮した整備が行われていますが、既存施設では十分に整備が進んでいません。

県有施設の整備に当たっては、利用者の意見を更に反映する必要があります。

民間の施設についても、公共的施設（多くの人々が利用する施設）を中心にユニバーサルデザインに配慮した施設や建物が増えていますが、比較的小規模な施設や既存施設では、十分な整備が進んでいません。

「バリアフリー新法」の制定を受けて、「福祉のまちづくり条例」やマニュアルなど、見直し検討が必要です。

具体的な施策の内容

「 」: 重点施策

県有施設の新設については、段差の解消、トイレの改善、分かりやすい案内表示など、誰もが利用しやすいよう工夫を加えた整備を進めます。【土木建築部、各部局】

既存施設については、施設管理者の自主点検などに基づいて、可能なものから改善を行います。【健康福祉部、各部局】

県有施設の整備に当たっては、利用者の意見聴取など、県民の参加を積極的に進めます。【土木建築部、各部局】

子どもや高齢者、障害のある人など、誰もが安心して利用できる施設運営を進めます。
【各部局】

「バリアフリー新法」や「福祉のまちづくり条例」の基準に基づいた施設整備を進めるとともに、基準の周知徹底を図ります。【健康福祉部、土木建築部】

「福祉のまちづくり条例」に基づいた建築物等の設計の基準となる「山口県福祉のまちづくり条例設計マニュアル」の活用を図るとともに、必要に応じて内容の見直し等を行います。【健康福祉部、土木建築部】

ユニバーサルデザインに配慮した優良な事例をホームページ等で紹介し、建物へのユニバーサルデザインの導入を促進します。【健康福祉部】

公共的施設内の案内表示については、誰にも分かりやすいように、大きな文字や絵文字等を使用し、必要に応じた外国語を用いた表示など、施設機能や用途に応じた整備を進めます。【土木建築部、各部局】

平成23年に開催する国民体育大会や全国障害者スポーツ大会では、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備や運営を積極的に進めます。【地域振興部、健康福祉部】

主要な施策の工程表

施 策 名	「山口県福祉のまちづくり条例設計マニュアル」の見直し
-------	----------------------------

取 組 の 内 容	H20	H21	H22	H23
公共的施設の構造等基準の見直し	(現基準) 見直し検討			
「福祉のまちづくり条例設計マニュアル」の見直し	(現マニュアル)	マニュアル改定	(新基準) 新マニュアルの活用	

施 策 名	国民体育大会や全国障害者スポーツ大会でのユニバーサルデザインに配慮した施設整備や運営
-------	--

取 組 の 内 容	H20	H21	H22	H23
ユニバーサルデザインに配慮した国民体育大会競技施設の整備推進(H19~)				
国民体育大会の開・閉会式会場の整備	基本計画作成	基本設計作成	実施設計作成	実施設営
全国障害者スポーツ大会競技会場の整備		基本計画・基本設計作成	実施設計作成	実施設営
国民体育大会(全国障害者スポーツ大会を含む)競技会場や周辺施設の調査(H19~)	ユニバーサルデザイン調査			
	改善計画策定・改善計画実行			

数 値 目 標

指 標 名	現 状 値 (年 度)	目 標 値 (年 度)
公共的施設への適合証交付件数 (累計) 【再掲】	279件 (H18)	500件 (H23)

指標の説明を、P 5 6 に記載

住宅の整備

これまでの取組及び課題

《取組》

県営住宅の建設及び改修について、昇降設備の設置や室内外の段差の解消、手すりの設置など、ユニバーサルデザインに配慮して整備

市町営住宅について、昇降設備の設置や段差解消、手すりの設置など、ユニバーサルデザイン化を要請

住戸内の手すりの設置や段差解消などのバリアフリー化や緊急通報装置の設置など、一定の基準を満たす優良な民間賃貸住宅の整備促進



《課題》

住宅のユニバーサルデザイン化の取組は行われていますが、高齢者や障害のある人をはじめ、誰もが安全で快適な住生活が営めるよう、更なる住宅のユニバーサルデザイン化が必要です。

具体的な施策の内容

「 」: 重点施策

県の施設整備、サービスの提供におけるユニバーサルデザインの取組について、インターネット等を通じて普及啓発を行います。【健康福祉部】

共同住宅等を整備する際に助言・指導を行うアドバイザーの派遣を行います。

【健康福祉部】

バリアフリー改修の多様なニーズに対応できる相談体制の充実を図ります。

【土木建築部】

公営住宅のユニバーサルデザイン化を推進するため、住宅性能表示制度や「福祉のまちづくり条例」等に沿った公営住宅の整備を推進します。【土木建築部】

子育て家庭や高齢者世帯等の居住の安定を図るため、優良な民間賃貸住宅の供給を促進します。【土木建築部】

主要な施策の工程表

施 策 名	公営住宅のユニバーサルデザイン化の推進			
取 組 の 内 容	H20	H21	H22	H23
老朽化した公営住宅の整備	住宅性能表示制度や「福祉のまちづくり条例」等への適合			

施 策 名	優良な民間賃貸住宅の供給促進			
取 組 の 内 容	H20	H21	H22	H23
市町と連携した優良な賃貸住宅を供給する民間事業者等への支援				

数 値 目 標

指 標 名	現 状 値 (年度)	目 標 値 (年度)
共同住宅共用部分のユニバーサルデザイン化率	7.1% (H15)	15.0% (H27)
高齢者のいる住宅のバリアフリー化率		
一定のバリアフリー化(手すり又は段差解消)	27.6% (H15)	75.0% (H27)
高度のバリアフリー化 (手すり、段差解消及び廊下幅)	5.0% (H15)	25.0% (H27)
高齢者円滑入居賃貸住宅の登録数	640戸 (H17)	4,500戸 (H27)
県営住宅のバリアフリー戸数率	42.0% (H18)	50.0% (H22)

指標の説明を、P 5 7に記載

基本的な視点	(2) まちづくり (カ) 商業・観光地の整備
取組の方向	

商業地や観光地における、ホスピタリティあふれる接客サービスや、快適で利用しやすい施設設備の整備を促進します。

これまでの取組及び課題

<p>《取組》</p> <p>観光ボランティアの育成や善意通訳（グッドウィルガイド）の普及</p> <p>おもてなしアンケートの実施、バリアフリー観光ガイドブックや観光マップの作成など、ホスピタリティの推進</p> <p>大規模小売店舗の立地に当たってのユニバーサルデザインへの配慮を要請</p>
--



<p>《課題》</p> <p>観光関係については、ホスピタリティ向上の観点からユニバーサルデザインについて一定の理解は得られましたが、十分ではないため、ハード、ソフト両面にわたる一層の取組が必要です。</p> <p>国際観光客の誘致に向けて、外国人観光客の利便性を高め、心のこもったおもてなしを体感できる受入環境の整備が必要です。</p> <p>商業施設におけるユニバーサルデザインへの配慮について、店舗設置者に要請していく必要があります。</p>
--

具体的な施策の内容

「 」: 重点施策

観光ボランティアの育成や善意通訳の普及を引き続いて行うとともに、善意通訳の組織化を検討します。【地域振興部】

23年に開催する全国障害者スポーツ大会に向けて、宿泊施設のバリアフリー等、受入体制の整備を促進します。【健康福祉部】

外国人観光客の受け入れのため、案内表示やパンフレット等、宿泊施設の受入体制の整備を促進します。【地域振興部】

観光地における駐車場や多目的トイレ、休憩所、案内表示の整備を促進します。案内表示については、必要に応じて外国語標記も併せて行います。【地域振興部】

国民体育大会を視野に入れたホスピタリティの一層の向上に向けて、ユニバーサルデザインの取組を促進します。【地域振興部】

商業施設のユニバーサルデザインへの配慮について、設置者に要請します。

【健康福祉部、商工労働部】

主要な施策の工程表

施 策 名	全国障害者スポーツ大会に向けた宿泊施設のバリアフリー等受入体制の整備			
取 組 の 内 容	H20	H21	H22	H23
全国障害者スポーツ大会の宿泊施設等の受入体制の整備 ・ 宿泊施設基礎調査の実施 ・ 宿泊計画の作成 ・ 配宿の実施 ・ 宿泊施設のバリアフリー改修への支援	→	(第1次)	(第2次)	→
	→	-----		→

施 策 名	国民体育大会を視野に入れたホスピタリティの向上
-------	-------------------------

取 組 の 内 容	H20	H21	H22	H23
おもてなしアンケートの実施	→		→	
ボランティアガイドの育成及び研修会の実施	→			
善意通訳の育成及び研修会の実施	→			

数 値 目 標

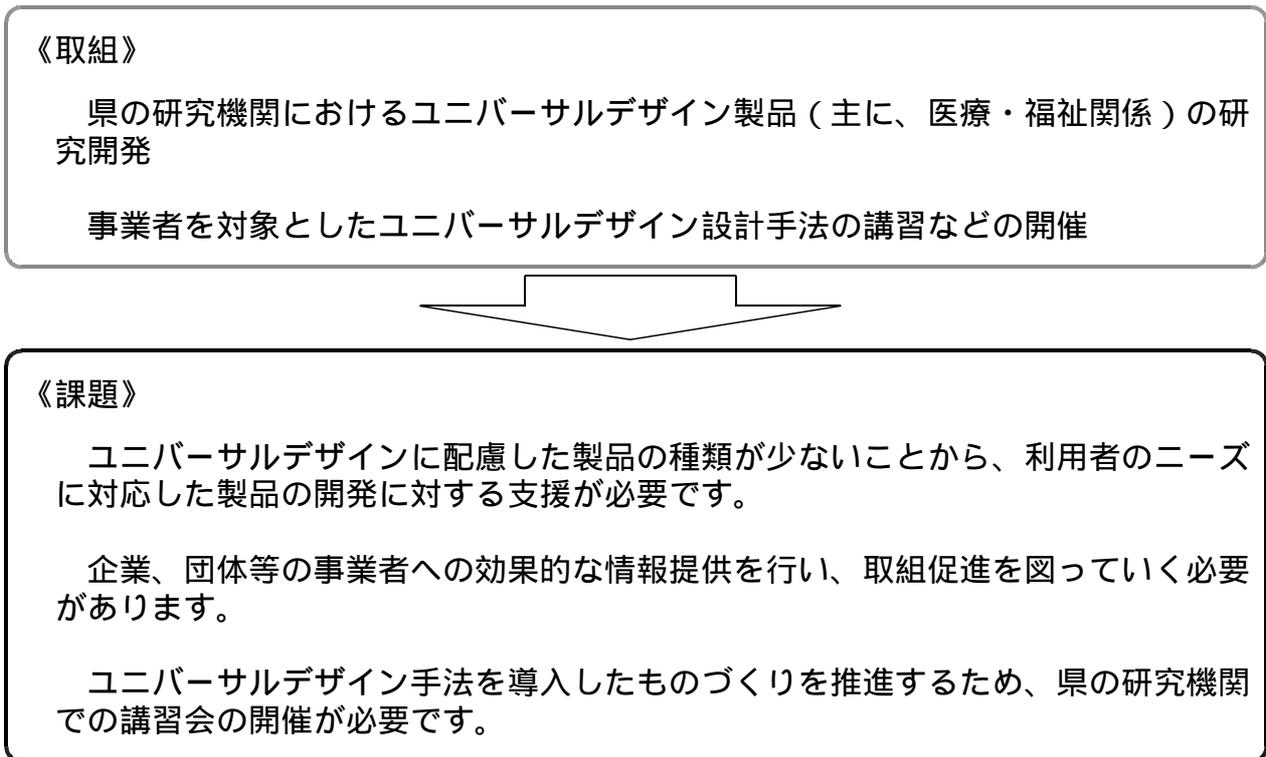
指 標 名	現 状 値 (年度)	目 標 値 (年度)
観光ボランティア数	672人 (H18)	1,000人 (H22)
善意通訳(グッドウィルガイド)人数	710人 (H18)	増加させる (H22)

指標の説明を、P 5 7に記載

基本的な視点	(3)ものづくり (ア)利用しやすい製品の開発
取組の方向	

高齢者や障害のある人などの様々な意見を反映して、身体的な特性や障害にかかわらず、より多くの人々が共に利用しやすい安全な製品の開発と普及に努めます。

これまでの取組及び課題



具体的な施策の内容 「 」: 重点施策

県の研究機関において、ユニバーサルデザイン製品の研究開発を企業等と共同で行うとともに、ユニバーサルデザイン関連の研究開発を行う企業等に対して技術指導等の支援を進めます。【商工労働部】

企業において、ユニバーサルデザイン製品の研究開発が行えるよう、助成事業を活用した支援を行います。【商工労働部】

ユニバーサルデザイン製品の開発・普及を奨励するため、優れた製品や活動を広く紹介します。【健康福祉部、商工労働部】

県の研究機関において、ユニバーサルデザイン設計手法の普及啓発を行うとともに、講習会を開催します。【商工労働部】

主要な施策の工程表

施策名	企業等との共同研究開発や技術指導等の支援			
取組の内容	H20	H21	H22	H23
産業技術センターによるユニバーサルデザイン製品の企業等との共同研究開発の実施				→
産業技術センターによるユニバーサルデザイン講習会等を通じた企業等への技術指導等の実施				→

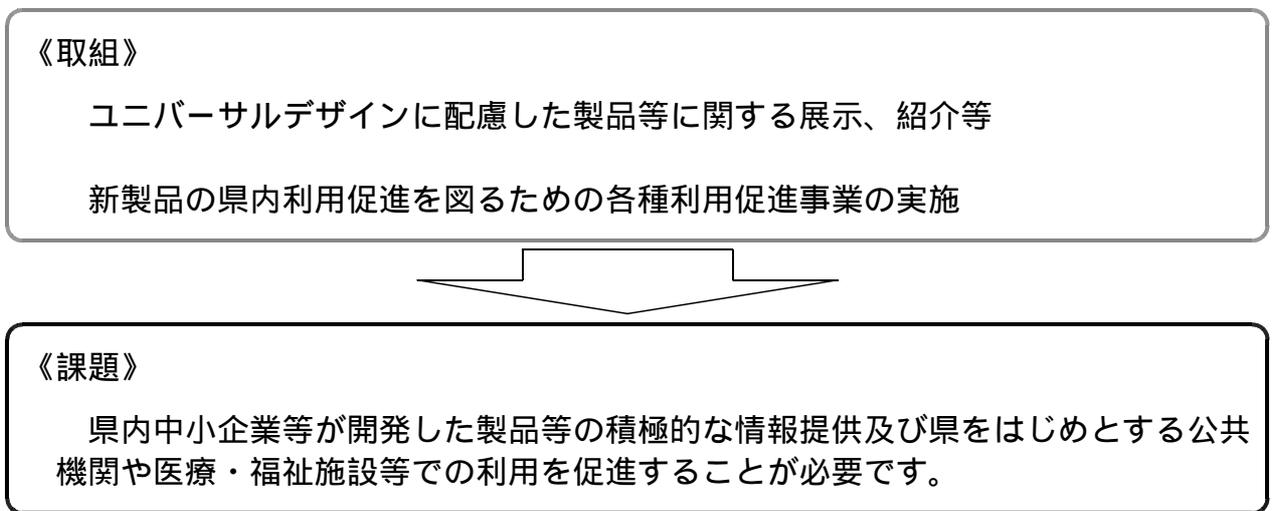
数値目標

指標名	現状値 (年度)	目標値 (年度)
産業技術センターによるユニバーサルデザインの設計手法に関する講習会への参加企業数(累計)	28企業 (H18)	128企業 (H23)
産業技術センターが行うユニバーサルデザインに関連する試験研究テーマ数(累計)	1テーマ (H18)	11テーマ (H23)

指標の説明を、P 5 8に記載

基本的な視点	(3) ものづくり (イ) ユニバーサルデザイン製品の利用促進
取組の方向	消費者にユニバーサルデザイン製品の情報を提供し、ユニバーサルデザイン製品の利用促進を進めます。

これまでの取組及び課題



具体的な施策の内容 「 」: 重点施策

ユニバーサルデザイン製品に関する資料提供など、県民への情報提供に努め、普及を促進します。【商工労働部】

展示会やイベントなどにおいて、ユニバーサルデザイン関連製品を展示・紹介し、県民への普及を図ります。【商工労働部】

県をはじめとする公共機関や医療・福祉施設等で、ユニバーサルデザインに配慮した製品の利用を図ります。【健康福祉部、商工労働部、各部局】

主要な施策の工程表

施 策 名	県をはじめとする公共機関等でのユニバーサルデザイン製品の利用促進
-------	----------------------------------

取 組 の 内 容	H20	H21	H22	H23
新事業分野開拓事業者認定制度等各種利用促進事業の実施				→
各部局、関係機関への要請				→

数 値 目 標

指 標 名	現 状 値 (年度)	目 標 値 (年度)
公共機関や医療・福祉施設が導入した県内中小企業等の新製品の数(累計) (医療、福祉分野の製品をはじめ、誰でも安心して使え、生活の快適な環境づくりに貢献する製品の導入数)	2製品 (H18)	15製品 (H23)

指標の説明を、P 5 8に記載

基本的な視点	(4) サービス・情報の提供 (ア) 利用しやすいサービスの提供
取組の方向	

サービスの受け手の特性に応じた対応方法をとるなど、きめ細かいサービスを提供します。

サービスの利用窓口や利用手続を簡潔にわかりやすくし、ワンストップサービスの導入なども目指します。

これまでの取組及び課題

《取組》

「県民の視点に立った行政サービスの向上」の一環としての県民サービス向上運動(3つのもっと運動)の実施

やまぐち情報スーパーネットワークを活用した電子申請・届出の実施



《課題》

一人ひとりの職員が常にユニバーサルデザインを意識し、利用者の特性や要望を十分把握し、満足度の高い行政サービスを提供していくことが必要です。

具体的な施策の内容 「 」: 重点施策

県民に身近な行政サービスの向上を実践し、成果を点検しながら改善を着実に進めるため、「県民サービス向上運動」(3つのもっと運動)に引き続き取り組みます。

【総務部】

誰もが気軽に行政サービスを受けられるよう、利用手続きの簡素化を図るとともに、常にユニバーサルデザインを意識して、分かりやすい案内表示や窓口サービスの充実等に努めます。【各部局】

行政文書について、見やすい文字サイズや書体等の使用、分かりやすい表現方法を進めます。【総務部】

県への申請・届出等の手続について、インターネットを活用して、いつでも、どこからでも行えるようにし、県民の利便性向上を図ります。【地域振興部】

電子入札の導入により、入札の効率性、透明性の向上、公正な競争促進等を図ります。
【土木建築部、会計管理局など】

主要な施策の工程表

施策名	電子入札の導入（土木建築部分）			
取組の内容	H20	H21	H22	H23
建設工事（H17～）				→
	本格導入	完全実施		
業務委託（H18～） ＜建設工事にかかるもの＞				→
	本格導入	完全実施		

数値目標

指標名	現状値 （年度）	目標値 （年度）
ユニバーサルデザインの言葉も意味も知っている職員のうち、業務上、ユニバーサルデザインを意識している者の割合	66.3% （H19）	概ね100% （H23）
電子申請・届出件数	4,481件 （H18）	増加させる （H23）
電子入札実施件数	建設工事 153件 業務委託 94件 （H18）	導入範囲を順次拡大し、平成21年の完全実施を目指す

指標の説明を、P 5 8に記載

基本的な視点	(4) サービス・情報の提供 (イ) 分かりやすい情報の提供
取組の方向	<p>文字の大きい印刷物や音声ブラウザに対応したホームページなど、わかりやすく利用しやすい情報提供を行うための取組を進めます。</p> <p>災害に関わる情報など、重要な情報については、聴覚や視覚に障害のある人に配慮して、情報提供を行います。</p>

これまでの取組及び課題

<p>《取組》</p> <p>誰にでも使いやすくわかりやすいWebサイトの作成・運用</p> <p>点字版、カセット版、CD-ROM版の広報誌を作成・配布</p> <p>ラジオ放送や文字スーパー等を活用したテレビ放送などによる多様な情報提供</p> <p>「やまぐち県政出前トーク」の実施</p> <p>各種媒体を活用した県民への防災情報や災害情報の提供</p> <p>パソコンボランティアの養成及び派遣</p>
--



<p>《課題》</p> <p>県が保有する情報を積極的かつ迅速に広報・開示するため、障害のある人や外国人など誰もがより利用しやすい環境を整えることが必要です。</p> <p>印刷物や郵便物等による情報提供でのユニバーサルデザイン化が必要です。</p> <p>災害に関する情報については、高齢者、障害のある人、外国人など、誰もが的確に行動できるよう、様々な広報媒体による情報提供が必要です。</p>
--

身近な行政情報入手手段である県のホームページ等について、より使いやすく、親しみが持てるものとなるよう、常に見直しを行います。【総合政策部、各部局】

県政の情報を積極的に提供していくため、県民の方々と意見交換を行う「やまぐち県政出前トーク」を実施します。【総合政策部】

誰にも分かりやすい行政情報を提供するため、大きな文字、絵の使用、見やすい色使いなどデザインへの配慮や平易な語句の使用、外国語の併記などを進めます

【健康福祉部、各部局】

わかりにくい外国語や専門用語の使用をできるだけ避けた情報提供に努めます。

【総務部、各部局】

県の広報については、広報誌の点字版やカセット版等の作成、印刷物の文字サイズの拡大・レイアウトの工夫を行うとともに、県政放送については文字スーパー等を活用します。【総合政策部】

非常災害時に、高齢者、障害のある人、外国人など、誰もが的確に行動し、安全を確保できるよう、複数手段による防災情報の提供に努めます。【総務部】

障害の特性に応じたコミュニケーション支援のため、手話通訳者・奉仕員、要約筆記奉仕員、盲ろう者通訳・介助員等の養成を促進します。【健康福祉部】

主要な施策の工程表

施 策 名	複数手段による防災情報の提供
-------	----------------

取 組 の 内 容	H20	H21	H22	H23
山口県総合防災情報ネットワークシステムによるインターネットでの情報提供				→
災害時要援護者への情報伝達体制の整備について市町に要請		→		
	市町災害時要援護者支援マニュアル策定の促進			

施 策 名	手話通訳者・奉仕員、要約筆記奉仕員等の養成
-------	-----------------------

取 組 の 内 容	H20	H21	H22	H23
養成研修の実施				→
	各種養成研修の着実な実施、登録者数の拡大 (手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記奉仕員等養成研修)			

数 値 目 標

指 標 名	現 状 値 (年度)	目 標 値 (年度)
県ホームページ(トップページ)への月平均アクセス件数	140,837件 (H18)	180,000件 (H22)
パソコンボランティアの登録者の累計及び延べ派遣件数	登録者の累計 58名 派遣回数 238回 (H18)	登録者の累計 70名 派遣回数 280回 (H23)

指標の説明を、P 5 8に記載

余白

基本的な視点	(5) 社会参加 (ア) イベント開催時等の配慮
取組の方向	

誰もがイベント等に参加できるように、移動手段、会場設営、運営面での配慮を行っていきます。

これまでの取組及び課題

《取組》

「国民文化祭」をはじめ、県が主催する各種イベント等でのユニバーサルデザインの配慮

第66回国民体育大会（「おいでませ！山口国体」）や第11回全国障害者スポーツ大会（「おいでませ！山口大会」）の開催に向けたユニバーサルデザインの取組

目の不自由な有権者向けに選挙公報を点字訳した印刷物の配布



《課題》

芸術文化やスポーツをはじめとする各種催しやイベントに、誰もが気軽に参加できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した会場づくりや運営等が更に必要です。

第66回国民体育大会（「おいでませ！山口国体」）や第11回全国障害者スポーツ大会（「おいでませ！山口大会」）等の大規模イベント等でのユニバーサルデザインの配慮が、より一層必要です。

選挙においては、ユニバーサルデザインに配慮した選挙啓発の一層の取組や市町への取組促進が必要です。

具体的な施策の内容 「 」: 重点施策

誰もが会場内をスムーズに移動でき、楽しめるよう、身障者用駐車場の確保や休憩スペース・授乳室の設置等、各種イベント等の会場づくりと運営等に、ユニバーサルデザインを導入し・実践します。【各部局】

23年に開催する国民体育大会や全国障害者スポーツ大会など、大規模イベント等でユニバーサルデザインを実践します。【地域振興部、健康福祉部、各部局】

県障害者芸術祭や健康福祉祭美術展等の開催に当たっては、ユニバーサルデザインに配慮して行います。【健康福祉部】

県がイベントを後援する際には、主催者側にユニバーサルデザインへの配慮を要請します。【各部局】

多様な来場者が必要とする、きめ細かなサポートの行えるボランティアを育成し、イベント会場等への配置を進めます。【健康福祉部、各部局】

選挙において、投票所の設置は段差の解消などユニバーサルデザインに配慮して行うよう市町に対して要請を行っていきます。また、選挙啓発については、障害のある人をはじめ、誰もが分かりやすいよう配慮します。【選挙管理委員会】

主要な施策の工程表

施策名	国民体育大会や全国障害者スポーツ大会など、大規模イベントでのユニバーサルデザインの実践			
取組の内容	H20	H21	H22	H23
国民体育大会の大会運営ボランティア活動（おもてなしや障害のある人への接し方等の研修会の開催）			ボランティア募集・研修	ボランティア活動
全国障害者スポーツ大会に向けた情報支援ボランティアの養成		指導者・リーダー養成 ボランティア募集		ボランティア養成・活動
県主催イベントでの実践	ハード・ソフト両面でのユニバーサルデザインの実践要請・実践			

数値目標

指標名	現状値 (年度)	目標値 (年度)
大型イベント（参加人員1千人以上）のうちユニバーサルデザインを実践したイベントの割合	-	概ね100% (H23)

指標の説明を、P59に記載

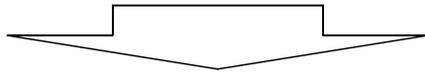
基本的な視点	(5) 社会参加 (イ) 就労環境の整備
取組の方向	
施設、設備、運用等、ハード、ソフト両面から働きやすい環境整備を進めます。	

これまでの取組及び課題

《取組》
 働きやすい環境づくりのためのシンポジウムやセミナーの開催、相談員による普及啓発、企業表彰の実施等

身体障害者を対象とした採用選考やその他県が実施する資格試験の際の配慮

多様な就業形態を可能とするための情報提供や相談窓口の設置、専門家派遣等による診断・助言等



《課題》
 多様な働き方や働きやすい職場環境について、企業での具体的な取組等を進めるための、更なる啓発等が必要です。

県が実施する試験のうち、身体障害者を対象とした山口県職員採用選考以外についても、引き続き、身体障害者の受験に配慮した取組が必要です。

多様化・高度化する就業形態を可能とするため、事業者の様々なニーズに対応することが必要です。

具体的な施策の内容 「 」: 重点施策

高齢者、女性、障害のある人など誰もが働きやすいよう、就労環境の整備について、シンポジウムやセミナーの開催、相談員による普及啓発等を進めます。【商工労働部】

子育て等で退職した女性や母子家庭の母親、障害者を対象とした職業訓練等の実施により、就職を促進します。【商工労働部】

高齢化の進展や団塊の世代の退職時期を迎え、就労意欲のある高齢者に多様な就業機会を提供します。【商工労働部】

「やまぐち子育て応援企業」届出制度の創設等により、仕事と子育てとの両立支援など、企業の次世代育成支援対策の取組を促進します。【商工労働部】

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれた多様な働き方を選択できる職場環境づくりを進めます。【商工労働部】

子育て支援等の働きやすい雇用環境づくりを促進する中小企業者等に、金融支援を行います。【商工労働部】

男女共同参画に向けた自主的な活動に積極的に取り組む事業者・団体等を「やまぐち男女共同参画推進事業者」として認証し、広報や必要な情報の提供等を通してその活動を支援します。【環境生活部】

就労意欲のある高齢者に対する多様な就業機会を確保するため、シルバー人材センター未設置地域の早期解消に努め、多様な就業分野の開拓などを通じて魅力あるセンターづくりを支援するとともに、高齢者向けの再就職支援セミナーを開催すること等により、その就業を促進します。【商工労働部】

障害のある生徒の就労希望の増加、多様化に対応するため、関係機関の連携による総合的な支援を行います。【教育庁】

障害のある人がその有する能力及び適正に応じ、自立した社会生活を営むことができるよう、「一般就労の促進」と「地域生活への移行」を総合的に推進します。

【健康福祉部】

「障害者就業・生活支援センター」の未設置圏域において、障害者の就業支援等の拠点となるプレセンターを設置し、県下全域にわたる障害者就業支援体制を構築します。

【商工労働部】

身体障害者を対象とした採用選考では、受験者に配慮し、引き続き、障害のある人の県職員への採用に努めます。【総務部、人事委員会、教育庁】

県が行う資格試験において、障害のある人の受験に対して配慮を行います。

【各部局】

中小企業者に対する情報提供や経営相談、専門家派遣等による診断・助言等を行います。【商工労働部】

小規模事業者の経営の改善発達と地域中小企業の活性化を図るため、巡回相談や窓口相談、講習会等を実施します。【商工労働部】

主要な施策の工程表

施 策 名	就労意欲のある高齢者への多様な就業機会の提供
-------	------------------------

取 組 の 内 容	H20	H21	H22	H23
多様な就業機会の提供による 団塊の世代にも魅力あるシル バー人材センターづくりの推 進等				→
高齢者向けの再就職支援セ ミナー等の開催				→

施 策 名	企業の次世代育成支援対策の取組促進
-------	-------------------

取 組 の 内 容	H20	H21	H22	H23
相談員等による行動計画策定 の支援や情報提供の実施				→
公労使による「やまぐち子育て 応援に関する三者合意」の 締結	合意締結			→
		公労使の連携による子育て支援の取組推進		
「やまぐち子育て応援企業」 届出制度 ・制度の創設	制度創設			→
		宣言企業の募集		
・届出企業の公表・支援				→
		ホームページ等による公表 金融機関との協働による支援		
「子育て応援優良企業」知事 表彰 ・制度の創設	制度創設			→
		優良企業の募集・表彰		
・表彰企業の紹介				→
		ホームページ等を通じた紹介		

施策名	「やまぐち男女共同参画推進事業者」の認証及び活動支援
-----	----------------------------

取組の内容	H20	H21	H22	H23
認証事業者増に向けた取組	認証制度のPR、事業者の認証 (認証書、認証事業者ステッカーの交付)			
認証事業者への支援				
	取組事例の紹介、各種情報の提供			

数値目標

指標名	現状値 (年度)	目標値 (年度)
民間企業における障害者雇用状況		
障害者雇用率	2.08% (H18)	2.11% (H22)
法定雇用率達成企業の割合	54.9% (H18)	60.0% (H22)
男女の地位の平等感 就職の機会や職場の中で	15.9% (H17)	増加させる (H22)
「やまぐち男女共同参画推進事業者」の認証事業者数	-	250件 (H22)
女性の労働力率(30歳~34歳)	64.0% (H17)	67.0% (H22)
次世代育成事業主行動計画の届出企業数 (300人以下の企業)	27社 (H17)	増加させる (H23)
シルバー人材センター会員数の割合 (60歳以上人口当たり)	2.6% (H18)	3.0% (H23)

指標の記載を、P59及びP60に記載

基本的な視点	(5) 社会参加 (ウ) 子育て環境の整備
取組の方向	子育てや子どもに配慮した住環境の整備など、安心して子育てができるまちづくりを進めます。

これまでの取組及び課題

<p>《取組》</p> <p>公共的施設における授乳室・オムツ替えコーナー等の整備</p> <p>保育所や私立幼稚園の地域開放を行うための支援</p> <p>ユニバーサルデザインに配慮した都市公園や自然公園などの整備</p> <p>ファミリー向け賃貸住宅の供給促進</p> <p>子育てバリアフリーマップの作成促進</p>



<p>《課題》</p> <p>子どもや子育て家庭が安心して外出し、安全に過ごすことができる環境づくりを更に進める必要があります。</p> <p>子育て家庭がゆとりをもって生活することができるよう、子育てに配慮した住宅の整備・供給を行うことが、引き続き必要です。</p>
--

子育てにやさしい公共的施設を整備するなど、ユニバーサルデザインの観点から子どもや子育て家庭に配慮したまちづくりを促進します。

【健康福祉部、土木建築部、関係部局】

保育所、幼稚園等の子育て支援機能を活用し、地域における子育て支援の拠点づくりを進めます。【総務部、健康福祉部】

社会全体で子どもや子育て家庭を支える気運を高めるための県民運動を推進します。

【健康福祉部】

「子育て家庭応援優待制度」により、子育てにやさしい事業所の登録や情報提供を行います。【健康福祉部】

子どもや子育て家庭（妊娠中の人を含む。）が快適で安心して過ごすことができるよう、各種公園の整備を進めるとともに、身近な市町の公園の整備を促進します。

【環境生活部、農林水産部、土木建築部】

子どもや子育て家庭（妊娠中の人を含む。）が安心して外出できるよう、バリアフリー施設の整備状況等を記した子育てバリアフリーマップの作成を促進します。

【健康福祉部】

県営住宅の募集に際し、多子世帯や母子・父子世帯に対する優先入居を行うとともに、住宅のバリアフリー化や児童遊園の設置等、子育てに配慮した県営住宅団地の整備を進めます。【土木建築部】

市町に対して、県の取組を情報提供し、市町営住宅等における子育てに配慮した環境整備の取組を促進します。【土木建築部】

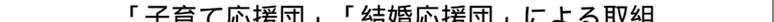
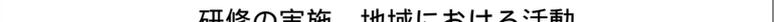
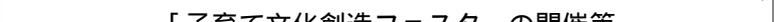
子育て家庭など、居住の安定に特に配慮が必要な世帯に施策対象を重点化し、優良な民間賃貸住宅の供給を促進します。【土木建築部】

主要な施策の工程表

施策名	地域における子育て支援拠点づくりの推進
-----	---------------------

取組の内容	H20	H21	H22	H23
地域子育て支援事業の実施 ・私立幼稚園の開放				
	 幼児教育相談の実施、園舎・遊具等の地域開放等			
地域（元気）子育て支援センターの設置促進				
	 専門的な育児相談指導、地域活動の実施等			

施策名	子どもや子育て家庭を支える県民活動の推進
-----	----------------------

取組の内容	H20	H21	H22	H23
やまぐち子育て県民運動の推進 ・ホームページによる情報発信				
				
・サポート会員による主体的な活動				
	 「子育て応援団」、「結婚応援団」による取組			
・地域コーディネータによるネットワークづくり				
	 研修の実施、地域における活動			
イベント等を通じた普及啓発				
	 「子育て文化創造フェスタ」の開催等			
「家庭の日」の取組促進				
	 「家庭の日」フォーラムの開催等			
表彰制度（きらめき子育て賞）				
	 多子世帯、豊かな子育て体験記の募集・表彰			
児童福祉月間(5月)の取組				
	 こいのぼり掲揚式、ポスター、標語の募集・表彰			

施 策 名	「子育て家庭応援優待制度」の実施
-------	------------------

取 組 の 内 容	H20	H21	H22	H23
協賛事業所の登録拡大	→ ホームページ、チラシ等による募集・登録			
子育て家庭の利用促進	→ 広報誌、ホームページ等による広報、協賛事業所の紹介等			

数 値 目 標

指 標 名	現 状 値 (年度)	目 標 値 (年度)
子育て支援（地域開放）を行っている私立幼稚園の割合	53.2% (H18)	80.0% (H22)
地域（元気）子育て支援センターを設置している保育所の割合	25.6% (H18)	37.3% (H21)
公共的施設への適合証交付件数（累計）【再掲】	279件 (H18)	500件 (H23)
幅広歩道設置率【再掲】	39% (H18)	41% (H24)

指標の説明を、P 6 0 に記載

基本的な視点	(5) 社会参加 (工) 介助しやすい環境の整備
取組の方向	
補助具の使用や介助がしやすい環境整備を進めます。	

これまでの取組及び課題

《取組》

公共的施設における多目的トイレの設置など、介助しやすい施設の整備

県民サービス向上運動（3つのもっと運動）を踏まえた施設の運営

県が開催するイベントでの製品やサービスの展示やプレゼンテーションの実施



《課題》

簡単な介助や応対方法の配慮、補助具の使用などにより、高齢者や障害のある人などの行動範囲を大きく広げることが必要です。

誰もが利用しやすい施設や設備の整備を進めていくとともに、運営方法の工夫などにより利用しやすい施設とすることが求められています。

具体的な施策の内容

「 」: 重点施策

公共的施設の新設・改築等に当たっては、介助しやすい広さを確保した多目的トイレなどの整備を進めます。【健康福祉部、土木建築部】

聴覚障害のある人に配慮した要約筆記の作業場所やスクリーン掲示場所の確保などに配慮した施設整備を進めるとともに、案内表示等にも配慮します。

【土木建築部、関係部局】

福祉・医療機器をはじめとするユニバーサルデザイン商品の普及啓発を行います。

【商工労働部】

主要な施策の工程表

施 策 名	介助しやすい広さを確保した多目的トイレ等の整備			
取 組 の 内 容	H20	H21	H22	H23
「バリアフリー新法」や「福祉のまちづくり条例」の基準に基づく施設整備	基準に基づく届出・審査			

数 値 目 標

指 標 名	現 状 値 (年度)	目 標 値 (年度)
公共的施設への適合証交付件数(累計)【再掲】	279件 (H18)	500件 (H23)

指標の説明を、P 6 0 に記載

参 考 資 料

数値目標（指標）の説明

（１）ひとづくり

（ア）普及啓発

ユニバーサルデザインに関する県民の認知度

$$\text{認知度} = A / B \times 100$$

A：ユニバーサルデザインという言葉、意味を知っていた者の数

B：県政世論調査の規正標本数

人権ふれあいフェスティバル参加者数（累計）

平成10年から開催してる「人権ふれあいフェスティバル」の参加者の累計

県ホームページ（ユニバーサルデザインのトップページ）への年間アクセス件数

県のホームページのうち、ユニバーサルデザインのトップページにアクセスした年間の件数

（イ）人材育成

乳幼児・高齢者・障害者等と交流活動を行っている小・中学校の割合
（教育課程で、道徳性を養う観点から体験学習を実施している割合）

$$\text{割合} = A / B \times 100$$

A：実施している小学校数（実施している中学校数）

B：全小学校数（全中学校数）

人権教育「学習展開例」活用小・中・高等学校の割合

$$\text{割合} = A / B \times 100$$

A：教育研修所HPに掲載されている「学習展開例」へのアクセス学校数

B：全小・中・高等学校数

ボランティア活動を実施している小・中学校の割合

$$\text{割合} = A / B \times 100$$

A：実施している小学校数（実施している中学校数）

B：全小学校数（全中学校数）

ボランティア活動に参加した県民の割合（10歳以上人口当たり）

$$\text{割合} = A / B \times 100$$

A：ボランティア活動を行った者の総数

B：10歳以上推定人口

福祉活動ボランティアの登録者数（人口1万人当たり）

登録者数 = $A \times 10,000 / B \times 100$
A：福祉活動ボランティア登録者数
B：住民基本台帳人口

手話奉仕員養成数（累計）

手話奉仕員養成講座の修了者の累計

要約筆記奉仕員養成数（累計）

要約筆記奉仕員養成講座の修了者の累計

点訳奉仕員養成数（累計）

点訳奉仕員養成講座の修了者の累計

盲ろう者通訳・介助員登録者数（累計）

盲ろう者通訳・介助員養成講座の修了者の累計

全国障害者スポーツ大会の情報支援ボランティア数（累計）

平成23年に本県で開催する全国障害者スポーツ大会において、聴覚障害のある人への情報保障を図るボランティアの累計

スポーツボランティアリーダー数（累計）

スポーツボランティアリーダー養成講習会の修了者の累計

障害者スポーツボランティア数（累計）

障害者のスポーツ活動や移動の介助を行うボランティアの養成者の累計

(2) まちづくり

(ア) 計画的なまちづくりの推進

公共的施設への適合証交付件数（累計）

病院、物品販売業店舗、宿泊施設その他多数の者の利用に供される「公共的施設」について、山口県福祉のまちづくり条例に基づき、高齢者や障害者等の利用に配慮した構造等基準に適合するものとして適合証を交付した件数の累計

(イ) 歩行空間の整備

歩道設置率

（県が管理する道路において、歩道等が設置されている道路延長の割合）

設置率 = $A / B \times 100$
A : Bのうち、歩道等が設置されている道路延長
B : 県が管理する道路の延長

幅広歩道設置率

（県が管理する道路における歩道総延長のうち、歩道の幅員が3m以上の割合）

率 = $A / B \times 100$
A : Bのうち、幅員が3m以上の歩道が設置されている道路延長
B : 県が管理する道路のうち、歩道が設置されている道路延長

電線類の地中化延長（累計）

電線類（電気系・通信系）を道路の歩道等に地中化した延べ延長

街路樹等の道路緑化延長（累計）

道路空間において植樹帯、街路樹等を整備した延べ延長

(ウ) 交通システムの整備

主要な旅客施設周辺の歩行空間のバリアフリー化率

（1日当たりの平均利用者数が5千人以上の旅客施設の周辺等の主な道路のバリアフリー化された道路の割合）

率 = $A / B \times 100$
A : Bのうち、バリアフリー化された道路延長
B : 1日当たりの平均利用者数が5千人以上の旅客施設の周辺等の主な道路の延長

旅客施設（鉄道駅）のバリアフリー化率（段差の解消施設数の割合）

（1日当たりの平均利用者数が5千人以上の鉄道駅（高齢者率等で対象となる駅を含む。）のバリアフリー化率）

率 = $A / B \times 100$
A : Bのうち、段差の解消施設数（ 2施設）
B : 1日当たりの平均利用者数5千人以上の施設数（ 12施設）

ノンステップバスの導入率

$$\text{率} = A / B \times 100$$

A：バス事業者が運行するバス路線におけるノンステップバスの導入台数
B：総車両数

障害のある人や高齢者などに配慮した信号機の設置数（累計）

視覚障害者、高齢者に対応した信号機（視覚障害者付加装置の設置、高齢者感応化、信号灯器のLED化）を整備した箇所数の累計

（エ）公園の整備

一人当たりの都市公園面積

$$\text{面積} = A / B$$

A：都市公園面積合計
B：都市計画区域内人口

自然公園等主要利用施設利用者数 （自然環境学習拠点3施設の利用者数）

自然環境学習拠点3施設（きらら浜自然観察公園、秋吉台エコ・ミュージアム、つのしま自然館）の利用者数

（オ）公共的施設・住宅の整備

公共的施設の整備

公共的施設への適合証交付件数（累計）【再掲】

病院、物品販売業店舗、宿泊施設その他多数の者の利用に供される「公共的施設」について、山口県福祉のまちづくり条例に基づき、高齢者や障害者等の利用に配慮した構造等基準に適合するものとして適合証を交付した件数の累計

住宅の整備

共同住宅共用部分のユニバーサルデザイン化率

$$\text{率} = A / B \times 100$$

A：道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な共同住宅の戸数

B：共同住宅の総戸数
いずれも「居住世帯のある住宅」戸数

高齢者のいる住宅のバリアフリー化率

一定のバリアフリー化（手すり又は段差解消）

$$\text{率} = A / B \times 100$$

A：一定のバリアフリー化（2箇所以上の手すり設置又は屋内の段差解消に該当）がなされた住宅戸数

B：65歳以上の者が居住する住宅の総戸数

高度のバリアフリー化（手すり、段差解消及び廊下幅）

$$\text{率} = A / B \times 100$$

A：高度のバリアフリー化（2箇所以上の手すり設置、屋内の段差解消及び車椅子で通行可能な廊下幅のいずれにも該当）がなされた住宅戸数

B：65歳以上の者が居住する住宅の総戸数

高齢者円滑入居賃貸住宅の登録数

高齢者が円滑に入居し、安心して居住できる賃貸住宅（高齢者であることを理由に入居を拒まない賃貸住宅）の登録戸数の累計

県営住宅のバリアフリー戸数率

$$\text{率} = A / B \times 100$$

A：バリアフリー化（屋内の段差解消又は段差が生じる場合は手すりを設置）された県営住宅の戸数

B：県営住宅の総管理戸数

（カ）商業・観光地の整備

観光ボランティア数

県内の観光ボランティア団体の会員数（8月1日現在）

善意通訳（グッドウィルガイド）人数

国際観光振興機構（JNTO）に登録されている善意通訳ボランティアの登録人数

< 善意通訳ボランティア >

外国人観光客のために情報案内サービス（無料通訳・案内）を行うボランティア

(3) ものづくり

(ア) 利用しやすい製品の開発

産業技術センターによるユニバーサルデザインの設計手法に関する講習会への参加企業数(累計)

産業技術センターが主催して行う技術研修会の中で、ユニバーサルデザインの設計手法に関する講習会に参加した企業数の累計

ユニバーサルデザインに関連する試験研究テーマ数(累計)

産業技術センターが行う試験研究テーマ中で、ユニバーサルデザインに関連するテーマ数の累計

(イ) UD製品の利用促進

公共機関や医療・福祉施設が導入した県内中小企業等の新製品の数(累計)

県内の中小企業に対して県が実施している新製品の利用促進事業で、公共機関や福祉施設が導入した県内中小企業の新製品(医療、福祉分野の商品をはじめ、誰でも安心して使え、生活の快適な環境づくりに貢献する製品)の数

(4) サービス・情報の提供

(ア) 利用しやすいサービスの提供

ユニバーサルデザインの言葉も意味も知っている職員のうち、業務上、ユニバーサルデザインを意識している者の割合

率 = $A / B \times 100$
A : 業務上、ユニバーサルデザインを意識している職員数
B : ユニバーサルデザインの言葉も意味も知っている職員数

電子申請・届出件数

電子申請・届出サービスを利用して電子申請を行った件数

電子入札実施件数

県が発注する建設工事、業務委託(建設工事に係る測量・設計等)について、電子入札を行った件数

(イ) 分かりやすい情報の提供

県ホームページ(トップページ)への月平均アクセス件数

件数 = A / B
A : 1年間の県ホームページ(トップページ)へのアクセス件数
B : 12月

パソコンボランティアの登録者の累計及び延べ派遣件数

重度上肢障害者等に対するパソコンボランティアの登録者の累計及び延べ派遣回数

(5) 社会参加

(ア) イベント開催時等の配慮

大型イベント（参加人員1千人以上）のうちユニバーサルデザインを実践したイベントの割合

$$\text{割合} = A / B \times 100$$

A：ユニバーサルデザインの取組を実践したイベント数
B：参加人員が概ね1千人以上のイベント数

(イ) 就労環境の整備

民間企業における障害者雇用状況

障害者雇用率

$$\text{率} = A / B \times 100$$

A：障害者雇用を義務づけられている事業所で雇用されている障害者数
B：対象事業所の常用労働者数

法定雇用率達成企業の割合

（障害者雇用を義務づけられている事業所のうち、法定雇用率を達成している企業の割合）
障害者雇用促進法によって定められた率。

一般の民間企業（常用労働者数56人以上）では、
1.8%

$$\text{割合} = A / B \times 100$$

A：法定雇用率を達成している企業数
B：障害者雇用を義務づけられている事業所数

男女の地位の平等感 就職の機会や職場の中で

就職の機会や職場の中で男女の地位が「平等と感じる人の割合」
【男女共同参画に関する県民意識調査】（5年ごとの実施）

「やまぐち男女共同参画推進事業者」の認証事業者数

男女共同参画に向けた自主的な活動に積極的に取り組んでいるとして県が認証した事業者・団体等の数

女性の労働力率（30歳～34歳）

$$\text{率} = A / B \times 100$$

A：30～34歳の女性の（就業者数 + 失業者数）
B：30～34歳の女性人口

次世代育成事業主行動計画の届出企業数（300人以下の企業）

雇用する労働者が300人以下の企業で、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備に係る計画を策定し、届出を行った企業の数
（300人以下の企業の計画策定・届出は努力義務）

シルバー人材センター会員数の割合（60歳以上人口当たり）

割合 = $A / B \times 100$
A：シルバー人材センターの会員数
B：60歳以上人口

（ウ）子育て環境の整備

子育て支援（地域開放）を行っている私立幼稚園の割合

割合 = $A / B \times 100$
A：地域開放事業実施園数
B：全学校法人立幼稚園数

地域（元気）子育て支援センターを設置している保育所の割合

割合 = $A / B \times 100$
A：地域（元気）子育てセンター設置保育所数
B：保育所数

公共的施設への適合証交付件数（累計）【再掲】

病院、物品販売業店舗、宿泊施設その他多数の者の利用に供される「公共的施設」について、山口県福祉のまちづくり条例に基づき、高齢者や障害者等の利用に配慮した構造等基準に適合するものとして適合証を交付した件数の累計

幅広歩道設置率【再掲】

（県が管理する道路における歩道総延長のうち、歩道の幅員が3m以上の割合）

率 = $A / B \times 100$
A：Bのうち、幅員が3m以上の歩道が設置されている道路延長
B：県が管理する道路のうち、歩道が設置されている道路延長

（エ）介助しやすい環境の整備

公共的施設への適合証交付件数（累計）【再掲】

病院、物品販売業店舗、宿泊施設その他多数の者の利用に供される「公共的施設」について、山口県福祉のまちづくり条例に基づき、高齢者や障害者等の利用に配慮した構造等基準に適合するものとして適合証を交付した件数の累計

法令等の説明

高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律（バリアフリー新法）

平成18年(2006年)12月施行。

バリアフリー新法は、公共交通機関や駅などの旅客施設を中心にバリアフリー化を進める「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(交通バリアフリー法、平成12年施行)と建築物のバリアフリー化を進める「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法、平成6年施行)を統合・拡充した法律。

高齢者、障害者、妊婦、けが人などの移動、施設利用の利便性や安全性の向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進。

山口県福祉のまちづくり条例

平成9年(1997年)3月施行。

高齢者、障害者等の日常生活や社会生活を制限する障壁(バリア)のない、誰でも利用しやすい生活環境を整え、高齢者、障害者等を含むすべての人が自らの意志で自由に行動し、平等に参加できる社会を構築していく福祉のまちづくりを推進し、すべての県民が心豊かに安心して暮らせる健康福祉社会の実現を図ることを目的とする。

平成16年に、ハートビル法の改正を踏まえた公共的施設の一層の整備促進とユニバーサルデザインの考え方を踏まえた福祉のまちづくりの推進を図るため、一部改正。

福祉のまちづくりについて、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、福祉のまちづくりに関する施策の基本となる事項及び多くの人々が利用する公共的施設の整備、適合証(高齢者、障害者等が公共的施設を円滑に利用できるようにするために必要な構造及び設備の整備に関する基準に適合していることを証する証票)の交付等について規定。

山口県ユニバーサルデザイン行動指針

平成15年(2003)年3月策定。

「山口県福祉のまちづくり条例」に基づいて、誰もが自らの意志で自由に行動し、平等に参加することができる社会を目指した様々な取組を進めてきたが、この取組を継承・発展させ、「ユニバーサルデザイン」の考え方に基づいてまちづくりを進めて行くために策定。

この行動指針は、県において、様々な分野で、全庁的、総合的にユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりを進めていくための基本的な方向を示すとともに、県民、市町村、事業者など、様々な主体が幅広い分野で、すべての人にやさしいまちづくりに向け、協働して取り組む際の一つの目安となることを期待。

「やまぐちユニバーサルデザイン実行計画」の策定経緯

策定の主な経緯

月 日	会 議 名	主 な 審 議 内 容
平成19年 7月9日	山口県ユニバーサルデザイン 推進委員会（庁内会議）	ユニバーサルデザインの推進について 実行計画の策定について
7月19日	山口県ユニバーサルデザイン 推進協議会	ユニバーサルデザインの推進について 実行計画の策定について
11月15日	山口県ユニバーサルデザイン 推進協議会	実行計画の中間案について
平成20年 3月19日	山口県ユニバーサルデザイン 推進協議会	実行計画（案）について

山口県ユニバーサルデザイン推進協議会委員名簿

（五十音順）

氏 名	所 属 等	備 考
伊 妻 稔	山口県商工会連合会専務理事	
岡 山 久 代	（財）山口県手をつなぐ育成会副会長	
小 野 哲 男	（福）山口県社会福祉協議会常務理事	
川 崎 博 巳	国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長	
河 野 泰 明	山口県中小企業団体中央会専務理事	
國 富 晃	（財）山口県老人クラブ連合会会長	
久保田トミ子	宇部フロンティア大学教授	会 長
黒 上 好 弘	（社）山口県建築設計事務所協会会長	
重 岡 修	山口県立大学社会福祉学部准教授	
田 村 博 子	（社）山口県医師会理事	
田 村 洋 一	山口大学工学部准教授	
仲 子 正 則	（社）山口県建築士会会長	
原 田 憲 治	（社）山口県バス協会専務理事	
藤 田 伸 雄	山口県商工会議所連合会常務理事	
前 田 哲 男	山口県立大学地域共生センター教授	
舩 尾 政 美	（社）山口県身体障害者団体連合会副会長	
柳 原 松 義	国土交通省中国運輸局山口運輸支局長	
山 中 直 之	山口県経営者協会専務理事	
渡 辺 純 忠	山口県市長会（山口市長）	

山口県 健康福祉部 厚政課

〒753-8501

山口市滝町1番1号

TEL 083-933-2720

FAX 083-933-2739

E-mail a13200@pref.yamaguchi.lg.jp